

○総務省告示第 号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第三条第一項の規定に基づき、行政書士試験の施行に関する定め（平成十一年自治省告示第二百五十号）の一部を次のように改正する。

令和五年 月 日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第二 試験科目</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 行政書士の業務に関し必要な基礎知識（一般知識、行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令、情報通信・個人情報保護及び文章理解の中からそれぞれ出題することとし、法令については、試験を実施する日の属する年度の四月一日現在施行されている法令に関して出題するものとする。）</p> <p>第三 試験の方法</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 試験問題については、行政書士の業務に関し必要な法令等から四十六題、行政書士の業務に関し必要な基礎知識から十四題を出題する。</p> <p>三 出題の形式については、行政書士の業務に関し必要な法令等は択一式及び記述式とし、行政書士の業務に関し必要な基礎知識は択一式とする。</p>	<p>第二 〔同上〕</p> <p>〔同上〕</p> <p>二 行政書士の業務に関連する一般知識等（政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解）</p> <p>第三 〔同上〕</p> <p>〔同上〕</p> <p>二 試験問題については、行政書士の業務に関し必要な法令等から四十六題、行政書士の業務に関連する一般知識等から十四題を出題する。</p> <p>三 出題の形式については、行政書士の業務に関し必要な法令等は択一式及び記述式、行政書士の業務に関連する一般知識等は択一式とする。</p>
<p>備考 表中の「 」の記載は注記である。</p>	

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。